

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社トーモク

【英訳名】 TOMOKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 中 橋 光 男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 山 口 禎 人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 山 口 禎 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第83回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円、総額443,310,759円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

当社がグループ会社と一体となり事業の拡大と今後の事業内容の多様化に備え、明確にするため第2条の事業目的について一部追加を行う。

執行役員制度を改定して取締役と執行役員の機能を整理し、経営に関する意思決定と業務執行の迅速化・効率化をはかり執行役員が業務執行機能を担う体制に変更する。それに伴い、現行定款第21条（代表取締役並びに役付取締役）において取締役に付していた社長、専務、常務などの役位を執行役員に付すことに変更する。併せて取締役の員数を現行定款第18条（定員）14名以内から12名以内に変更を行い、取締役の任期を現行定款第20条（任期）の2年から1年に短縮する。

現行定款第11条（招集）、第12条（議長）の株主総会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更する。現行定款第23条（取締役会の招集）の取締役会の招集権者および議長を社長に限定せず、取締役会の運営の柔軟性を確保し、透明で公正な運営を可能とするために新定款第22条（取締役会の招集権者および議長）において取締役会で予め定めた取締役とする旨、変更する。

取締役会における決議方法の明確化と運営の一層の効率化をはかることを目的に、今般会社法第370条に基づく決議（みなし決議）を導入することとするため、第23条（取締役会の決議）を新設する。また、監査役会の決議方法の明確化のため、第33条（監査役会の決議）を新設する。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。

資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第42条（剰余金の配当等）及び第43条（配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第41条（期末配当金）および第42条（中間配当金）を削除する。

上記の各変更に伴う条数および字句等の修正、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、中橋光男、廣瀬正二、栗原由行、深澤輝隆、山口禎人、村井秀壽、永易俊彦、下中美都及び小林哲也を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、北出加代子を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、金澤利明氏を選任する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、取締役の報酬限度額360百万円とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率 (%)	可否
第1号議案	138,032	3,641	0	97.4	可決
第2号議案	128,358	13,285	30	90.6	可決
第3号議案					可決
中橋光男	140,529	1,144	0	99.2	可決
廣瀬正二	141,516	157	0	99.8	可決
栗原由行	141,504	169	0	99.8	可決
深澤輝隆	141,502	171	0	99.8	可決
山口禎人	141,512	161	0	99.8	可決
村井秀壽	141,499	174	0	99.8	可決
永易俊彦	141,510	163	0	99.8	可決
下中美都	141,524	149	0	99.9	可決
小林哲也	141,567	106	0	99.9	可決
第4号議案					可決
北出加代子	141,592	81	0	99.9	可決
第5号議案					可決
金澤利明	139,512	2,161	0	98.4	可決
第6号議案	141,424	249	0	99.8	可決

(注) 各議案の可決要件は次の通りです。

- ・第1号議案及び第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった一部の議決権の数は加算しておりません。

以上